

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、金沢区に在籍していた令和2年度から3年度にかけて、要援護高齢者への支援業務において、親族への連絡・調整を怠り、親族に対し事実と異なる虚偽の説明を繰り返し、支援業務を進めませんでした。令和3年9月に要援護者が御逝去された後も、保管遺体の取扱いについて親族や葬祭事業者への虚偽の説明を繰り返し行い、同年11月に葬祭は執行されましたが、適正に事務が行われていれば発生することのない遺体保管費用が発生しました。

またこの間、経過を職場に報告せず、記録等も作成していませんでした。

なお、本件発生については、令和4年8月12日に金沢区から記者発表しています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
保土ヶ谷区 (当時：金沢区在籍)	事務職員	40代	減給10分の1 4箇月

※本処分については、令和5年7月25日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の3名を管理監督者処分としました。

- ・課長級1名 係長級2名 市長文書訓戒

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005